

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

令和4年8月23日 9時現在

陽性者 (累積)	入院中	医療機関	軽症・中等症		宿泊療養施設 (無症状・軽症)	死亡	退院等
	入院予定を含む		入院予定を含む	無症状を含む			
121,912人	364人 (+14)	281人	277人	4人	83人	226人	95,722人
(+3,283)	自宅療養等 (無症状・軽症)	(+5)	(+7)	(Δ2)	(+9)	(+5)	(+2,712)
重複 (Δ1名)	25,600人 (+551)						

感染縮小期

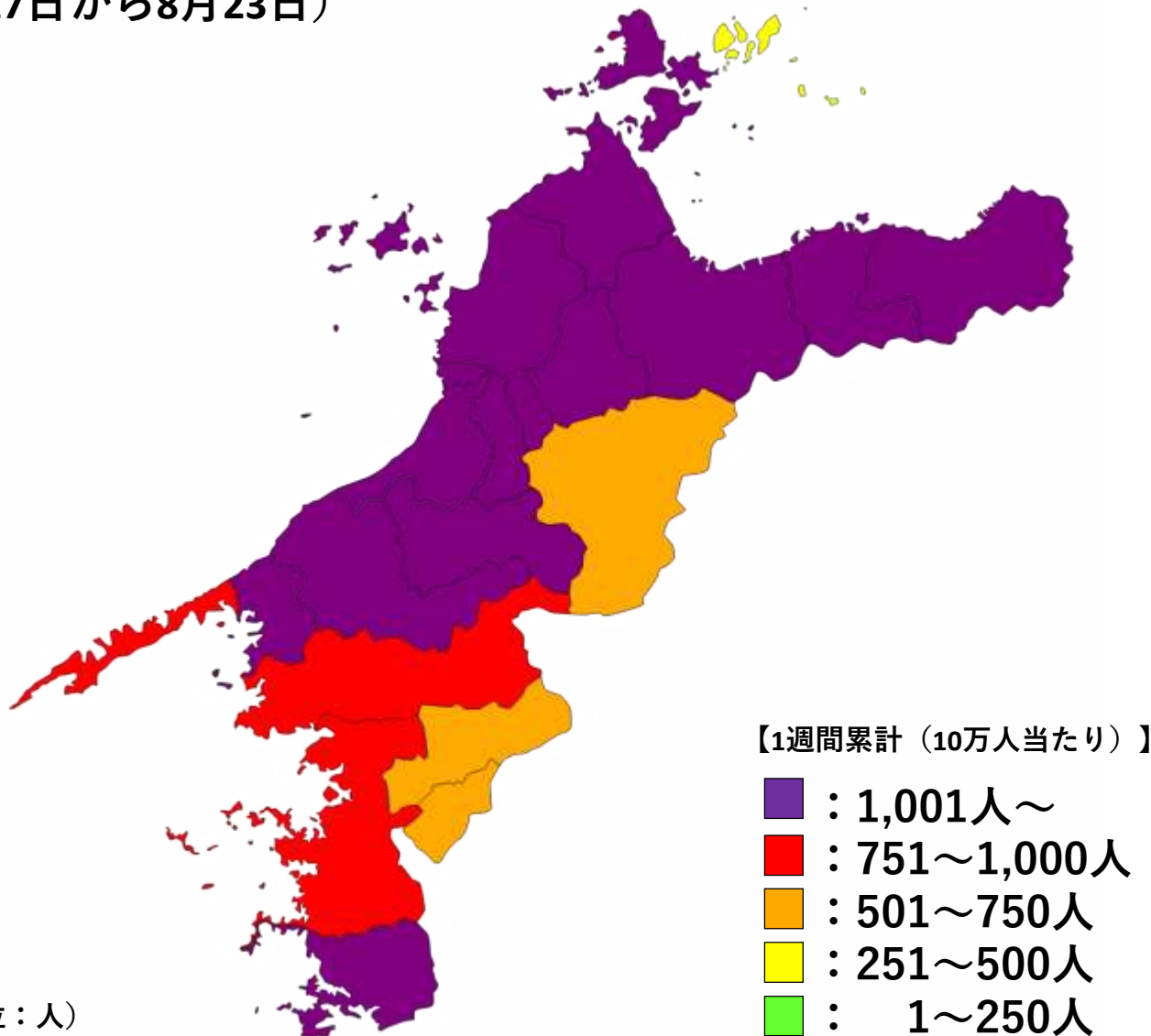
感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

市町別陽性者の状況（8月17日から8月23日）

市町名	8/23 陽性者	8/17～8/23 10万人当たり 1週間累計
松山市	1,534	1,806.2
四国中央市	198	1,610.8
新居浜市	198	1,236.0
西条市	271	1,326.4
今治市	256	1,588.3
上島町	5	430.2
伊予市	97	1,497.2
東温市	87	1,575.1
久万高原町	12	702.3
松前町	82	1,869.7
砥部町	45	1,845.7
八幡浜市	69	1,034.8
大洲市	82	1,289.0
西予市	81	873.2
内子町	45	1,364.1
伊方町	20	976.5
宇和島市	126	936.3
松野町	8	680.5
鬼北町	18	681.7
愛南町	39	1,224.4
愛媛県	3,283	1,530.4



※愛媛県には県外在住者及び調査中を含む（単位：人）

《都道府県の状況》

順位	都道府県	人口10万人 あたり新規陽性者数
1	宮崎県	1878.2
2	鹿児島県	1859.0
3	佐賀県	1828.6
4	沖縄県	1818.5
5	長崎県	1807.1
6	徳島県	1758.2
7	福岡県	1616.0
8	高知県	1601.8
9	熊本県	1585.9
10	大阪府	1573.6
11	香川県	1533.4
12	大分県	1496.3
13	広島県	1456.0
14	山口県	1436.6
15	和歌山県	1435.3
16	愛媛県	1432.5
17	愛知県	1385.3
18	三重県	1363.2
19	富山県	1359.5
20	岡山県	1335.6
21	岐阜県	1332.9
22	奈良県	1320.8
23	兵庫県	1300.4
24	東京都	1290.2
25	石川県	1288.5
26	福井県	1268.5
27	鳥取県	1263.6
28	京都府	1201.2
29	滋賀県	1180.9
30	山梨県	1154.5
31	静岡県	1133.8
32	島根県	1112.9
33	秋田県	1088.2
34	宮城県	1074.4
35	山形県	1072.8
36	青森県	1018.4
37	福島県	1013.1
38	新潟県	958.4
39	埼玉県	932.9
40	北海道	930.3
41	長野県	900.3
42	茨城県	868.9
43	群馬県	856.9
44	栃木県	833.1
45	岩手県	816.0
46	千葉県	760.3
47	神奈川県	749.7

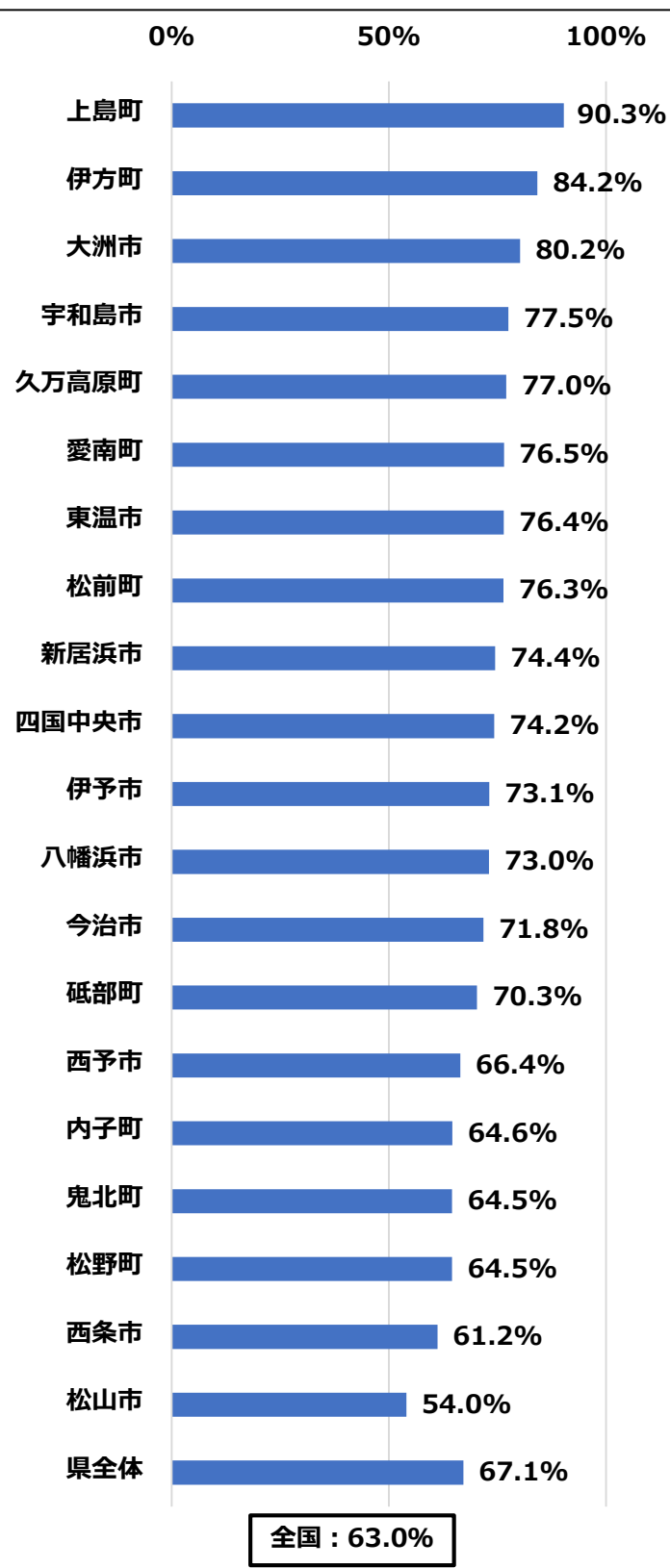
全国平均
1214.5

※人口10万人あたり新規陽性者数：8/21までの直近1週間
(厚生労働省公表「新規陽性者数の推移(日別)」に基づいて算出)

60歳以上の4回目接種の進捗状況 (8/21時点)

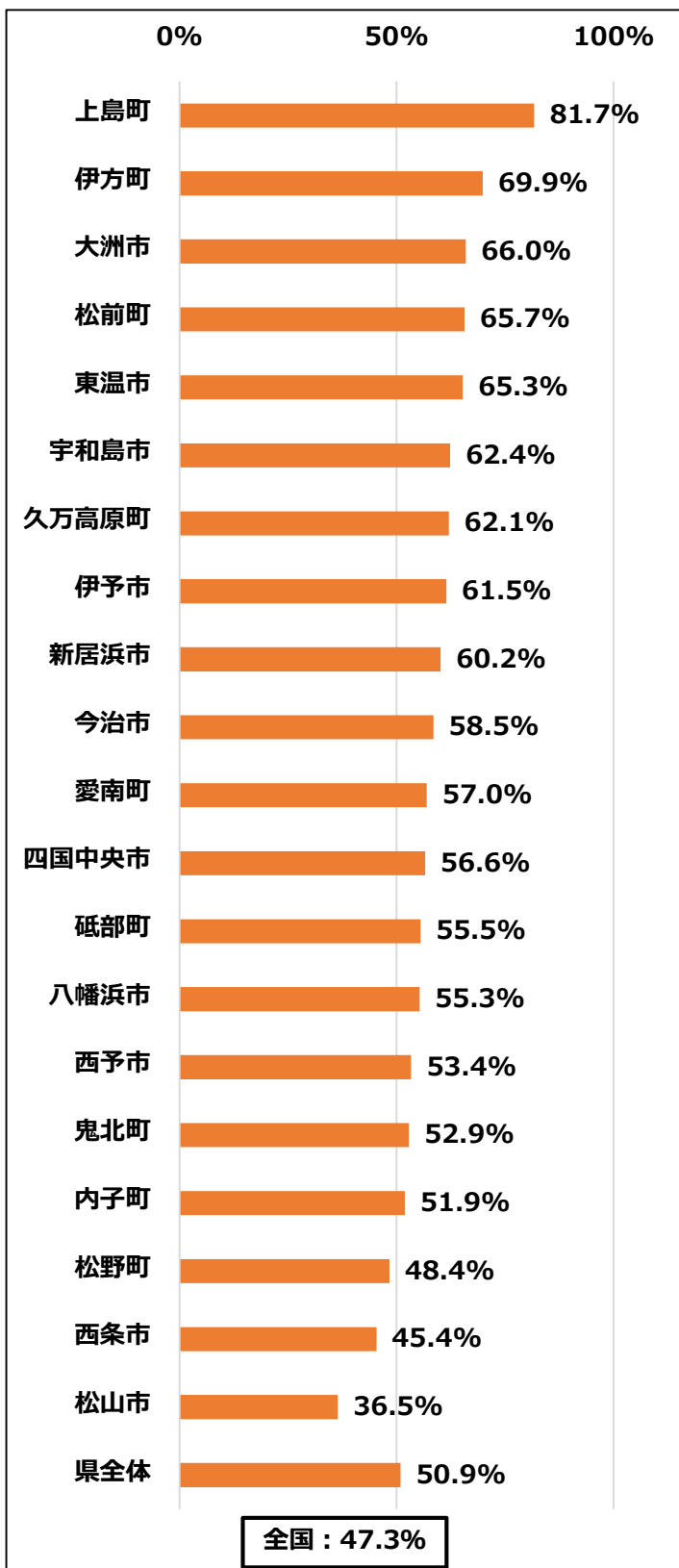
①8/21までの接種対象者ベース

県内各市町の60歳以上人口のうち、8/21までに接種時期を迎える者に占める4回目接種済者数の割合



②60歳以上人口ベース

県内各市町の60歳以上人口 (R3.1.1時点) に占める4回目接種済者数の割合



※ 4回目接種の割合が高い順に記載。

※ VRSの数値については、今後の精査の結果によって変更が生じることがある。

※ 8/21までの4回目接種対象者 = 3/21までに3回目接種を終えた者。

※ 4回目接種対象者のうち60歳未満の基礎疾患を有する者等については、母数の算出が困難なため、接種率の算出は行わない。

接種進捗状況の算定根拠データ（8/21時点）

市町名	4回目 接種済者数 (60歳以上)	60歳以上人口 (R3.1.1時点)	うち 8/21までの 接種対象者数
松山市	63,728	174,586	118,038
今治市	37,692	64,407	52,525
宇和島市	21,255	34,072	27,431
八幡浜市	8,580	15,506	11,746
新居浜市	26,977	44,836	36,238
西条市	18,961	41,778	31,003
大洲市	12,108	18,349	15,102
伊予市	9,089	14,784	12,433
四国中央市	18,895	33,384	25,462
西予市	9,812	18,388	14,778
東温市	8,254	12,648	10,801
上島町	2,841	3,476	3,147
久万高原町	2,780	4,479	3,610
松前町	7,541	11,480	9,877
砥部町	4,667	8,403	6,641
内子町	3,980	7,662	6,159
伊方町	3,446	4,933	4,094
松野町	988	2,043	1,531
鬼北町	2,773	5,244	4,296
愛南町	6,135	10,764	8,023
県全体	270,502	531,222	402,935

※8/21までの4回目接種対象者 = 3/21までに3回目接種を終えた者。

愛媛県 B A. 5 医療危機宣言

※宣言期間を延長・対策を強化

令和4年8月23日(火)～9月16日(金)

「愛媛県 B A. 5 医療危機宣言」

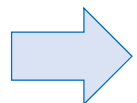
- 県内はお盆明けに感染が加速。8月以降の陽性者は5万人を超え、全国上位レベルの極めて深刻な感染状況
- 陽性者の急増により、コロナへの対応だけでなく、医療全体にも支障が生じつつある危機的状況

◆医療機関のマンパワーの低下

- 重点医療機関を含む多くの医療機関で陽性や濃厚接触者となる医療スタッフが急増し、人員不足が深刻化
(愛大病院で約**70**人、県立中央病院で約**60**人が出勤できず)
- 医療機能に大きな影響。一般診療や救急医療への支障も

◆医療負荷の増大

- 病床使用率は大きく上昇 41.6% (8/1時点) ⇒ **71.5%** (8/22時点)
- 70歳以上の入院患者も増加 130人 (8/1時点) ⇒ **209**人 (8/22時点)
- 救急車の出動や搬送困難事例も大幅に増加
 - ※1日あたり出動件数(松山市) 7月:80件 ⇒ 8月:**96**件(8/15まで)
 - ※1ヶ月の搬送困難事例(松山市) 7月:14件 ⇒ 8月:**17**件(15日間)



「B A. 5 対策強化宣言」を延長・対策を強化

県医師会長・愛大病院長の会見（8/20）内容

- 多くの医療スタッフが陽性あるいは濃厚接触者となり、現場のマンパワーが大きく低下
 - 一般病棟の閉鎖や縮小、手術の延期など診療の一部制限を余儀なくされる状況が多数発生
 - マンパワーが低下する中、介助を要する高齢の患者が増加
現在のコロナの病床使用率60%は、100%(満床)に近い状況
- 発熱外来は混雑が続き、救急を含め医療アクセスに支障が生じている。適正受診にぜひ協力を
 - 診療枠が一杯で、10か所目で受診できるケースも
 - 松山市では、お盆には全ての救急車が出動する事態に
コロナ以外も含め、搬送困難な事例も増加
- 医療提供体制の維持は限界に近い。ここ1~2週間が山場
県民の皆さんは、危機感を持ち、人との接触を避ける行動を

県民の皆さんへの要請①

◇感染を減らすための行動変容

(特措法第24条第9項)

- 一人ひとりが感染対策を強めて
- 人との接触の機会を減らすため自ら行動制限を
- 人と会う予定や出かける予定はできるだけ延期を

◇更なる対策の強化

① 会食ルールの強化

- 同一テーブル4人以下、テーブル間の移動なし
概ね2時間以内、認証店を推奨 (特措法第24条第9項)

② イベント対策の徹底・強化

- 県が関与する集客イベント等は、ワクチン接種又は陰性の確認など感染対策の徹底を前提とし、規模の縮小や内容を見直し。可能なものは延期や中止
- 市町や民間主催の集客イベントも同様の対応を要請

(特措法第24条第9項)

県民の皆さんへの要請②

③ 公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化

➤ 県管理施設の宣言期間中に利用する新規予約の受付停止
市町管理施設にも同様の対応を要請（特措法第24条第9項）

（※感染対策を講じた興行に類するものを除く）

➤ 県管理施設の入場制限の徹底。特に混雑時の入場制限の強化
市町管理施設にも同様の対応を要請（特措法第24条第9項）

④ 高齢者への感染を防ぐ対策の強化・徹底

➤ 入所型の高齢者施設に検査キット10万個配布

⑤ 新みきゃん割の新規予約受付の停止

➤ 9月以降延長になった場合（国が検討中）も
9月16日までは新規予約受付を停止

県民の皆さんへの要請③

◇保健・医療ひっ迫への理解と協力 (協力依頼)

○症状に応じた適切な医療受診及び 救急車の適正な利用を

➤基礎疾患がない20代～40代の方は、発熱等の症状があっても、市販薬（解熱剤等）を服用するなど自宅で静養を

○保健・医療の負担を軽減する新たな取り組みの利用を

➤20～40代で、重症化リスクの低い軽症の方は、
「陽性者登録センター」（8/26～運用開始）

➤自己検査等で陽性となった無症状の方は、
「自主療養届出システム」

➤陽性確定診断を受けた自宅療養中の方は、
「自宅療養者医療相談センター」

県民の皆さんへの要請④

○早期のワクチン接種を

- 高齢者は、重症化リスクを防ぐため、ワクチンの種類を問わず4回目接種を
- 5～11歳のワクチン接種は、日本小児科学会も推奨しており、接種の前向きな検討を

【3回目ワクチン接種による発症予防効果】

※8/17国立感染症研究所公表

3回目接種した人は、接種していない人に比べ、

BA.5に感染して発症するリスクが低下

- ・接種後14日から3か月までで**65%**
- ・3か月以降でも**54%**

コロナ病床拡充の状況

		最大確保病床数		稼働病床数 (8月23日時点)
		8月9日公表	8月23日公表	
重症	県全体	26	26 (±0)	26
中等症	県全体	375	396 (+21)	381
	東予	114	^(※1) 114 (±0)	109
	中予	171	180 (+9)	170
	南予	90	^(※2) 102 (+12)	102
合計		401	422 (+21)	407

(※1) 期間限定 (9月16日まで) の増床分 (9床) を含む。

(※2) 期間限定 (9月30日まで) の増床分 (12床) を含む。

医療機関数	39	39 (±0)	38
-------	----	---------	----

医療・福祉版応援金事業費

17億8,737万円

物価高騰による経費の増加分を利用者に転嫁できない中でも、サービスを維持しながら、懸命に運営を続けている医療・福祉施設に対し、県単独で「医療・福祉版応援金」を支給

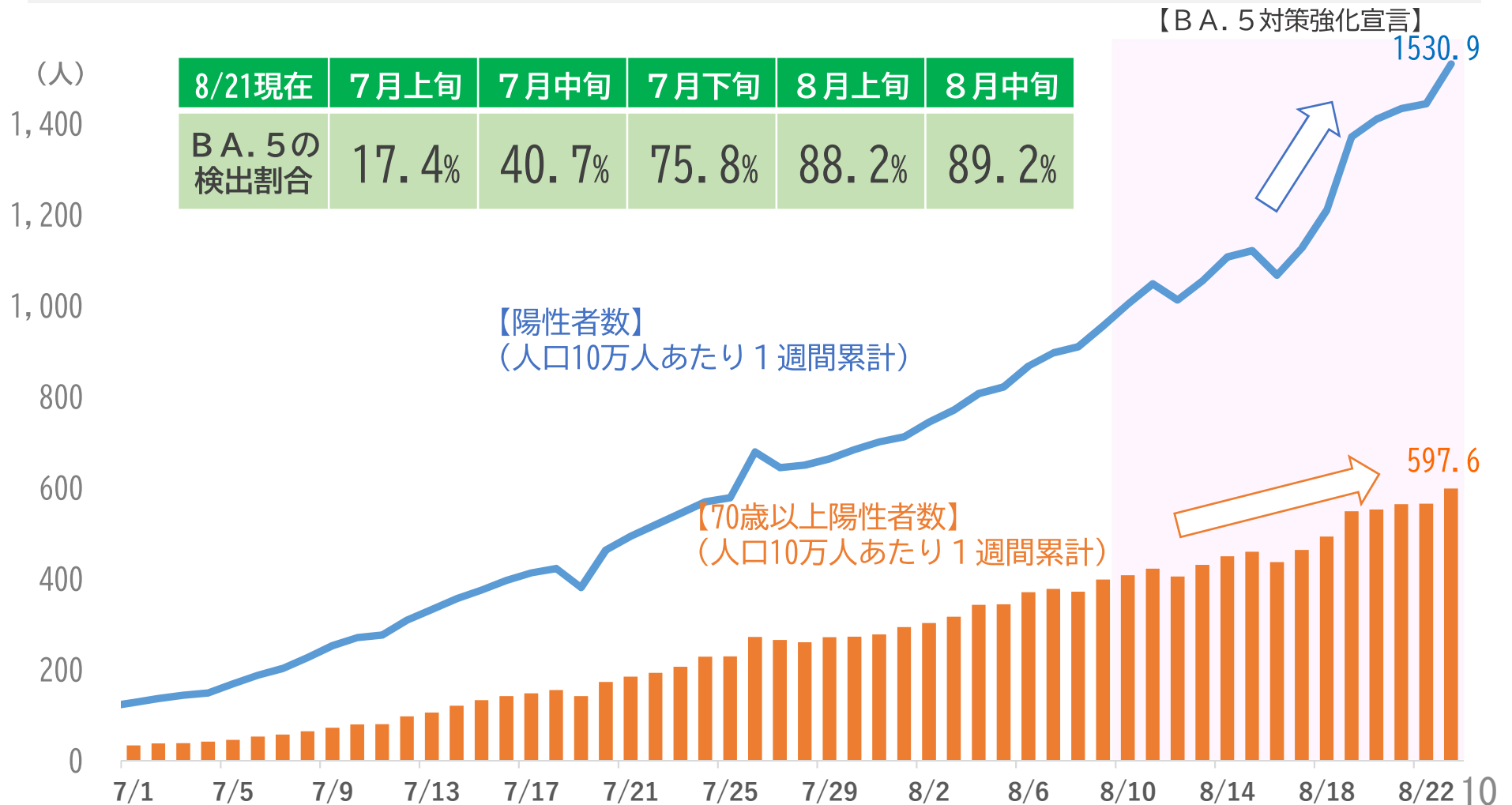
「医療・福祉版応援金（県単独事業）」の概要

支給対象者	原油・物価高騰に係る運営費増加額が一定額以上となる施設 医療、福祉施設（児童(幼稚園、保育所、認可外保育施設含む)、障がい者、高齢者、救護）																					
支給金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単価（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>(病床×10) + 800</td> </tr> <tr> <td>有床診療所 (19人以下の入院施設あり)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>無床診療所 (入院施設なし)</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション 助産所</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>その他（調剤薬局等）</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単価（千円）	病院	(病床×10) + 800	有床診療所 (19人以下の入院施設あり)	800	無床診療所 (入院施設なし)	270	訪問看護ステーション 助産所	90	その他（調剤薬局等）	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単価（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所施設</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>通所施設</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>その他（訪問・相談系）</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設数 約10,000施設</p> <p>※病院は20～約700床と規模が大きく異なるため、病床数に応じて加算 ※公立施設は、各自治体による別途対応を想定</p>	種別	単価（千円）	入所施設	240	通所施設	130	その他（訪問・相談系）	60
種別	単価（千円）																					
病院	(病床×10) + 800																					
有床診療所 (19人以下の入院施設あり)	800																					
無床診療所 (入院施設なし)	270																					
訪問看護ステーション 助産所	90																					
その他（調剤薬局等）	30																					
種別	単価（千円）																					
入所施設	240																					
通所施設	130																					
その他（訪問・相談系）	60																					
支給方法	各種別ごとに定額単価で支給 申請受付、確認、支払、コールセンター設置業務を民間事業者へ委託																					

【以降参考資料】

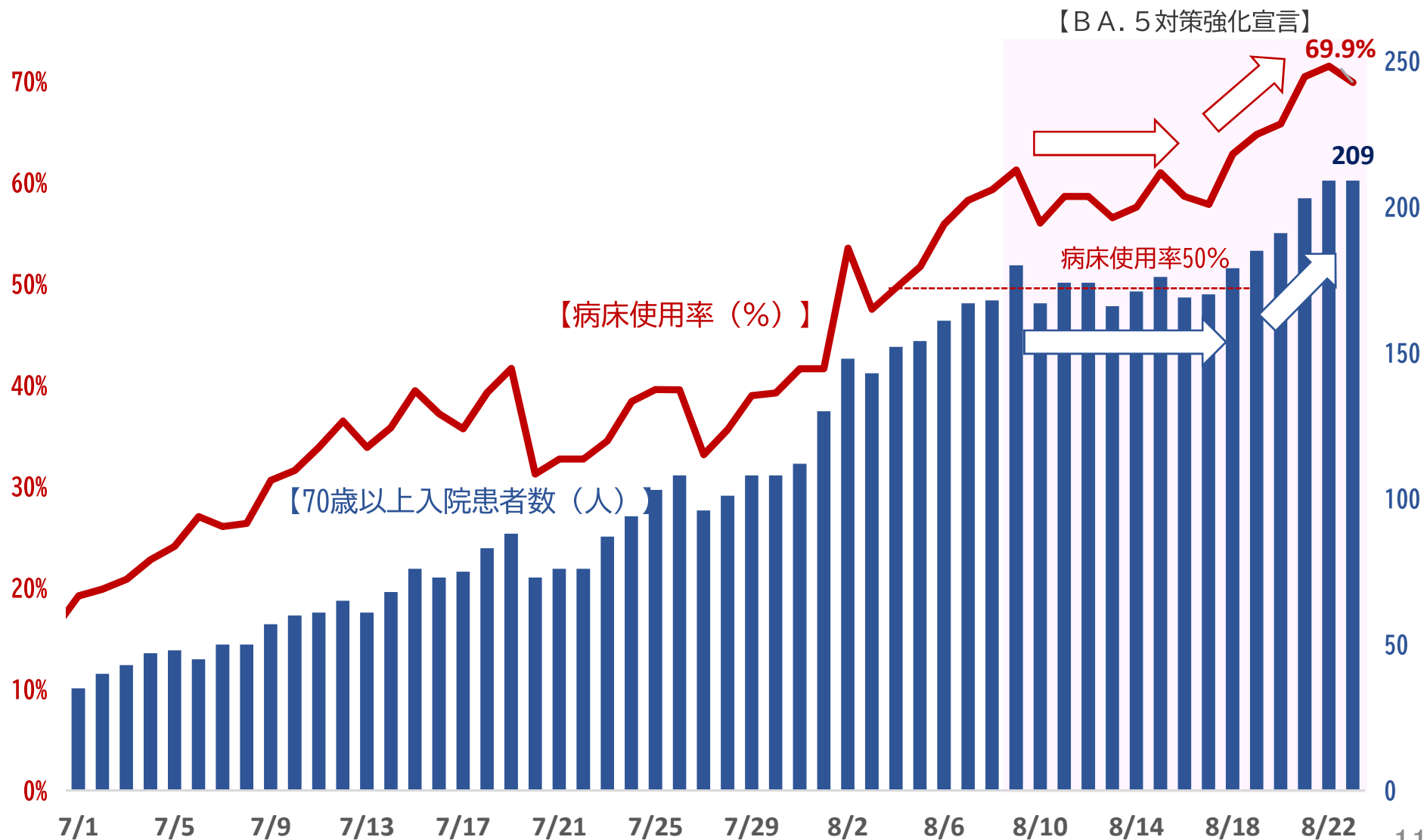
BA.5の検出状況及び陽性者数（全年代・70歳以上）の推移

- 全国と同様、本県においても、BA.5系統にほぼ置き換わりが進む
- 陽性者数は、お盆の影響もあり、8月中旬以降急増し、未だピークは見えない状況
70歳以上の陽性者数も増加



病床使用率及び入院患者数（70歳以上）の推移

- 宣言発出以降も(8/9)、病床使用率は、50%を大きく超え、現在は約70%に
- 70歳以上の高齢の入院患者も、本日時点で209人と高い水準



「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な取り組み①

◇保健・医療を守るための対策

【病床の確保・自宅療養のフォロー体制の整備】

- ◆最大確保病床：401床（8/9現在）⇒ 21床増（422床（8/23現在））
※期間限定の9床（9/16まで）及び12床（9/30まで）を含む
- ◆陽性者登録センターの運用（8/26～予定）
- ◆自宅療養者医療相談センターの運用（8/1～）

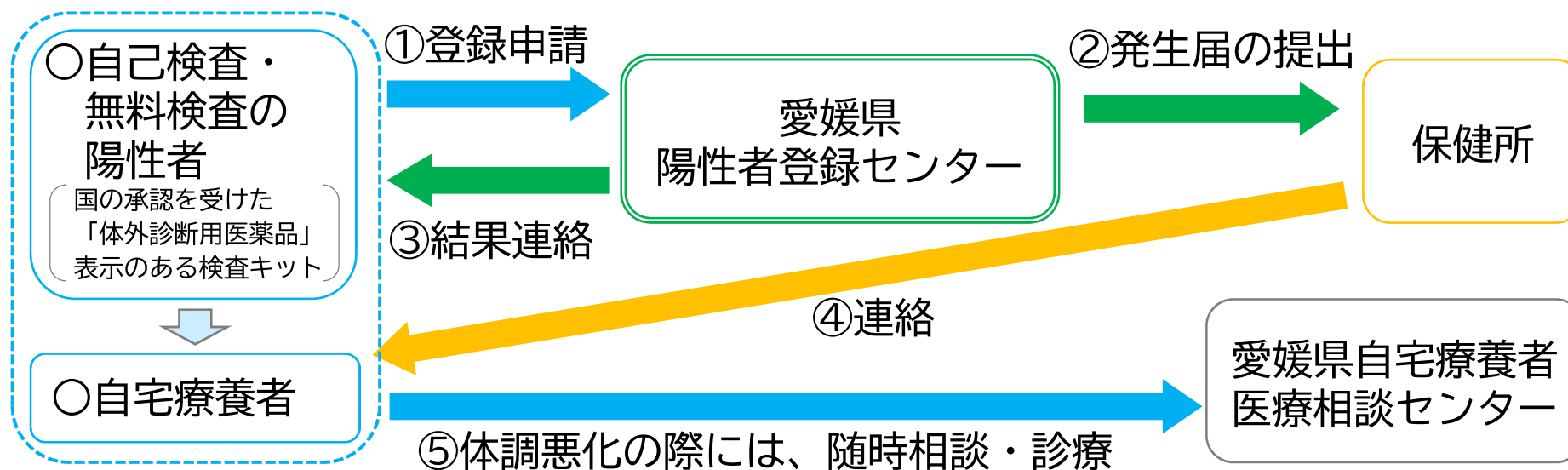
➤症状に応じた適切な医療受診

- ・自己検査等で陽性となった方で、重症化リスクの低い軽症・無症状の方は、陽性者登録センターを利用
- ・症状が軽い場合は、休日・夜間は無理して医療機関を受診せず、心配であれば、平日の日中に受診
- ・特に、基礎疾患がない20代～40代の方は、発熱等の症状があっても、市販薬（解熱剤等）を服用するなど自宅で静養を
- ・陽性が確定した自宅療養者は、症状悪化時には、医療相談センターに連絡
- ・緊急を要する場合は、救急車を利用

○愛媛県陽性者登録センター（8月26日運用開始）

診療・検査医療機関のひっ迫を回避するため、重症化リスクの低い軽症又は無症状者を、外来受診を経ることなく自宅療養に繋げる「愛媛県陽性者登録センター」を委託により設置。

1 概要（利用の流れ）



2 対象者（県内在住者）

- 自己検査又は無料検査で陽性となった方で、次の全ての要件を満たす方
 - 軽症又は無症状の方
 - 65歳未満で、基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方
 - 妊娠していない方

【参考】※4学会（日本感染症学会等）声明に基づき作成

限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急利用に関する4学会声明（2022年8月2日）

～新型コロナウイルスにかかったかも？と思った時にどうすればよいのか～

- ・ 症状が軽い
飲んだり食ったりできる
呼吸が苦しくない
乳幼児で顔色が良い
- ・ 65歳未満で基礎疾患や妊娠がない

- ・ 症状が重い
水分が飲めない
ぐったりして動けない
呼吸が苦しい
呼吸が速い
乳幼児で顔色が悪い
乳幼児で機嫌が悪くあやしてもおさまらない
- ・ 37.5℃以上の発熱が4日以上続く
- ・ 65歳以上
- ・ 65歳未満で基礎疾患あり
- ・ 妊娠中
- ・ ワクチン未接種

- ・ 表情、外見
顔色が明らかに悪い
唇が紫色になっている
表情や外見等がいつもと違う
様子がおかしい
息が荒くなった
- ・ 息苦しさ等
急に息苦しくなった
日常生活で少し動いただけで息苦しい
胸の痛みがある
横になれない
座らないと息ができない
肩で息をしている
- ・ 意識障害
意識がおかしい（意識がない）

○休日・夜間は無理して医療機関を受診せず、心配であれば、平日の日中に受診

○医療機関へ相談、受診（オンライン診療を含む）

○救急車をためらわない

※判断に迷う場合はかかりつけ医への相談や、救急相談センター（#8000）などを活用

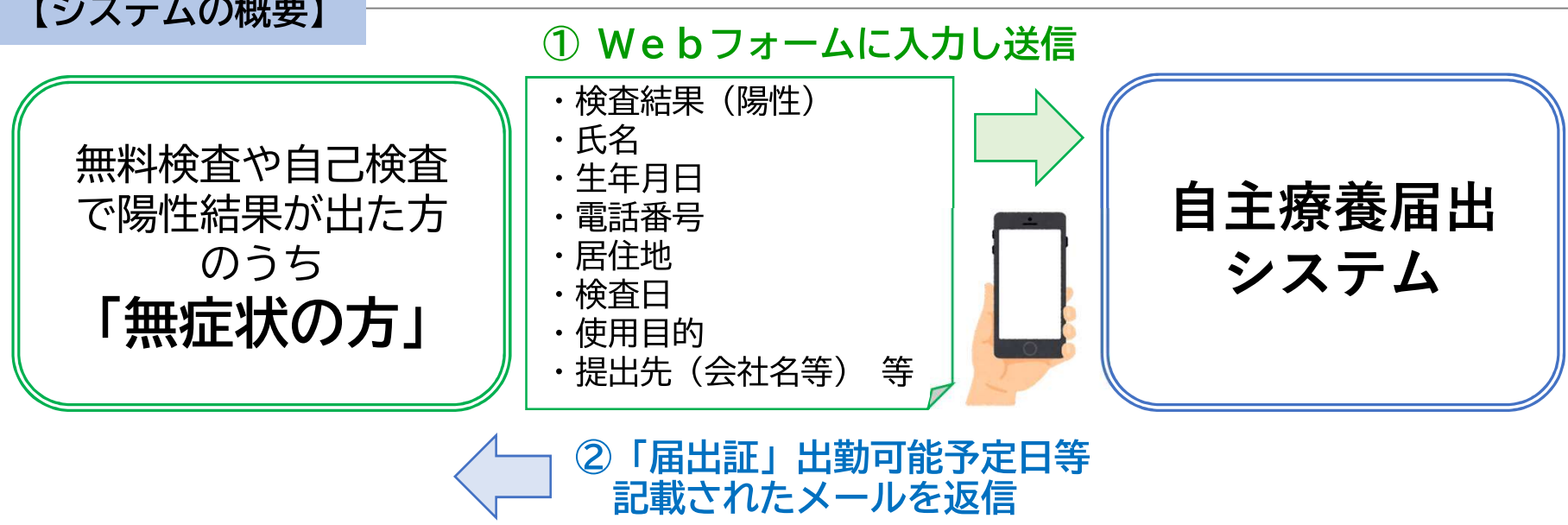
「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な取り組み②

◇保健・医療を守るための対策

➤無症状者の自主療養届出システムの活用

- ・無料検査等で陽性結果が出ても、無症状の場合は、無理して医療機関を受診せず、自宅で療養（自主療養）を

【システムの概要】



○留意事項

- ・保険金請求等の根拠資料に使用することはできません。
- ・無症状の場合、検査日から7日間を経過するまでは、できるだけ自宅で療養をお願いします。
- ・療養中に症状が出た場合は、必要に応じて医療機関を受診してください。

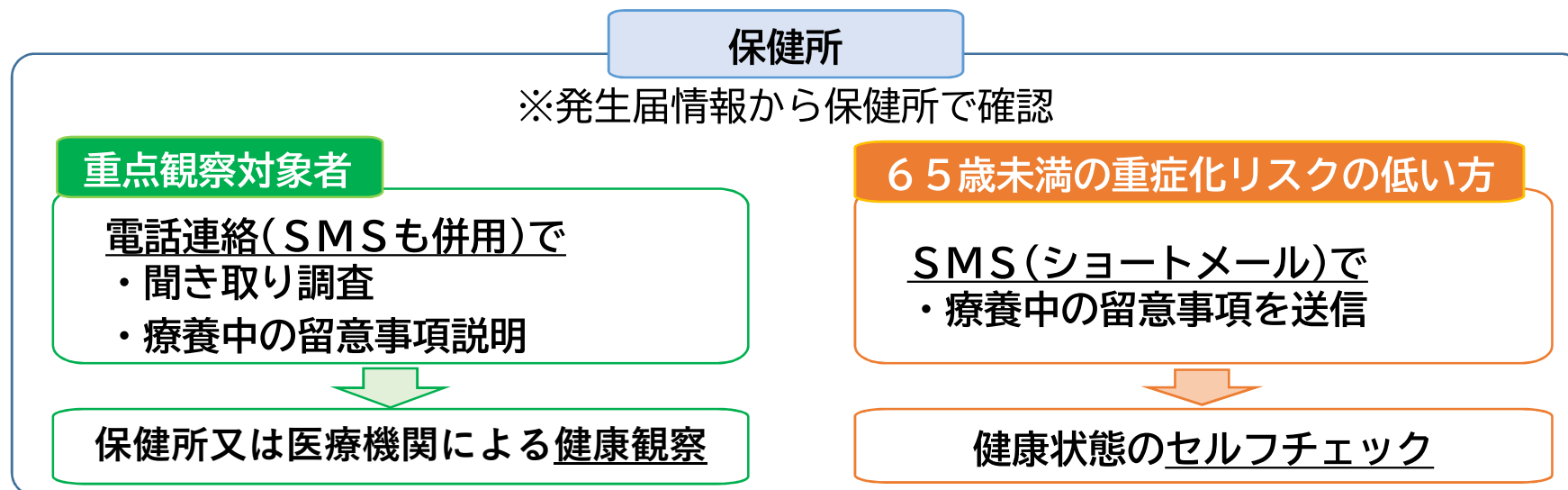
「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な取り組み③

- **ファーストタッチ**（医療機関の陽性診断の届出後、保健所から翌日までに陽性者に連絡し、直接状況を聞き取り）の
対象者を重症化リスクの高い方(※)に重点化

(※) 重点観察対象者等

- ・ 65歳以上の高齢の方や重症化リスク因子を複数有する方、妊娠中の方
- ・ 医療機関から要請があった方

- **重症化リスクの低い方には、SMS（ショートメール）を活用し、保健所から療養中の留意事項を連絡。疫学調査等は実施しない。**
(準備が整った保健所から切り替え)



保健所が送信するSMS（ショートメール）番号

➤ 次の番号からのSMSは、保健所からの重要なお知らせ。
通知があった方は必ず確認を。

○ ドコモ、au、楽天回線

「050-5490-7035」

○ ソフトバンク回線

「243056」

※陽性の連絡を受けて、3日過ぎてもSMSが届かない場合は、お住いの管轄保健所に連絡を。

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な取り組み④

◇感染回避のための更なる対策の強化

(特措法第24条第9項)

○会食ルールの強化

- ① 同一テーブル4人以下、テーブル間の移動なし
概ね2時間以内、認証店を推奨
- ② 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、
体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない
- ③ 無料検査も積極的に活用を
- ④ 参加者全員の連絡先を一元的に把握
- ⑤ 飲酒を伴う会食は特に注意
- ⑥ 会食参加後は、周囲への二次感染に注意
- ⑦ 普段顔を合わせない親族や友人等との会食は、
事前に無料検査を活用するなど特に注意
- ⑧ 職場等身近な範囲で陽性が確認された場合は、
接触が軽くても、念のため会食に参加しない

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な取り組み⑤

○イベント対策の徹底・強化

【県が関与する集客イベント】

- ワクチン接種（※） 又は 陰性の確認など感染対策の徹底を前提とし、規模の縮小や内容を見直し。
可能なものは延期や中止

※3回目接種、又は3回目接種から5か月以上経過した
接種対象者は4回目

- ・ 市町や民間主催の集客イベントも同様の対応を要請

(特措法第24条第9項)

※集客イベント：式典、会議、講演会（セミナー、研修）
シンポジウムは除く

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な取り組み⑥

【地域のイベント】（特措法第24条第9項）

- 主催者は、
 - ・ 不特定多数が集まるイベントは、酒類の提供や露店の出店なども含め、コロナ前よりも規模、内容等を縮小・見直し
 - ・ 三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底（誘導、見回り、注意喚起など）

- 参加者は、
 - ・ イベント参加時の感染回避行動を徹底（イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ等はしないなど）

- 市町は、地域の感染状況を考慮し、
 - ・ 地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼（県においても市町と連携し、イベントの見回り等を実施）
 - ・ 計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小又は中止を働きかけ
 - ・ 主催者と協力し、対策内容を参加者に見える形で周知

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な取り組み⑦

○地域のスポーツ・文化活動の対策強化（特措法第24条第9項）

➤県立学校の部活動停止の統一基準等（※）の準用

（※）主な内容

【部活動関係者の陽性が確認された場合の対応】

- ・陽性者が、発症日等前2日間の内に感染リスクの高い状態で参加していた場合、最終参加日の翌日から活動停止（3日間程度）
- ・更に、陽性等が確認された場合は活動停止期間を延長

○公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化

➤県管理施設の宣言期間中に利用する新規予約の受付停止

※感染対策を講じた興行に類するものを除く

- ・市町管理施設にも同様の対応を要請（特措法第24条第9項）

➤県管理施設の入場制限の徹底。特に混雑時の入場制限の強化

- ・市町管理施設にも同様の対応を要請（特措法第24条第9項）

➤県武道館等の県管理施設の管理者は、

「活動停止の統一基準等」の遵守を許可条件に追加

- ・市町管理施設にも同様の対応を要請（特措法第24条第9項）

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な要請内容等①

◇県民の皆さんへの要請等

○適正受診への協力（協力依頼）

- ・ 自己検査等で陽性となった方で、重症化リスクの低い軽症・無症状の方は、陽性者登録センターを利用
- ・ 休日・夜間の混雑緩和のため、症状が軽い場合は、心配であれば、平日・日中に受診
- ・ 特に、基礎疾患がない20代～40代の方は、発熱等の症状があっても、市販薬（解熱剤等）を服用するなど自宅で静養を

○ワクチン接種の促進（協力依頼）

- ・ 親子接種、予約なし接種、夜間接種等の活用
- ・ 5～11歳のワクチン接種は、日本小児科学会も推奨しており、接種の前向きな検討を

○感染対策の徹底（特措法第24条第9項）

- ・ 特に会食、イベント、地域のスポーツ・文化活動の対策強化への協力

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な要請内容等②

◇県民の皆さんへの要請等

○高年齢者への感染を防ぐ対策の強化・徹底

- ・ ワクチンの種類を問わず早期の4回目接種（協力依頼）
※ファイザーは9月末まで追加供給なし。モデルナとファイザー
いずれも効果に差はない
- ・ 入所型の高年齢者施設に検査キット10万個配布
- ・ 高年齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、（特措法第24条第9項）
混雑した場所への出入りを控えるなど感染リスクの回避を徹底
- ・ 普段顔を合わせない高年齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認
（特措法第24条第9項）

○感染に不安を感じる無症状の方は無料検査を受検

※期間延長：8月31日まで ⇒ 9月30日まで（特措法第24条第9項）

○防災の観点を含め、3日分程度の水や食料、 市販薬等を備蓄（特措法第24条第9項）

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の主な要請内容等③

◇事業者の皆さんへの要請等

- イベント対策の徹底・強化（特措法第24条第9項）
- 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」「陰性証明」等の提出を求めない（特措法第24条第9項）
- 無料検査等で陽性となった無症状の従業員が療養できるように自主療養システムへの協力を（協力依頼）

◇市町への要請（特措法第24条第9項）

- イベント対策の徹底・強化（市長、町長が先頭に立って対応するよう市長会長、町村会長に依頼済）
- 公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化
- ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の要請内容等①

項目	内容
対策期間	令和4年8月23日(火)～9月16日(金)
期間名称	「感染警戒期～特別警戒期間～」(愛媛県BA.5医療危機宣言)
<p style="text-align: center;">県民の 皆さんへの 要請内容等</p>	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが感染対策を強めて ○人との接触の機会を減らすため自ら行動制限を ○人と会う予定や出かける予定はできるだけ延期を ○感染対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・特に会食、イベント、地域のスポーツ・文化活動の対策強化への協力 ○高齢者への感染を防ぐ対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの種類を問わず早期の4回目接種(協力依頼) ・入所型の高齢者施設に検査キット10万個配布 ・高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクの回避と徹底 ・普段顔を合わせない高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認 ○防災の観点も含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を備蓄 ○会食ルールの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・会食の注意(同一テーブル4人以下、テーブル間の移動なし、概ね2時間以内、認証店を推奨) ・1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない(事前に主催者等が必ず確認を) ・無料検査も積極的に活用を ・会食を行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ・飲酒を伴う会食は特に注意 ・会食参加後は、周囲への二次感染に注意 ・普段顔を合わせない親族や友人等との会食は、事前に無料検査を活用するなど特に注意 ・職場等身近な範囲で、陽性が確認された場合は、接触が軽くても、念のため会食に参加しない

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の要請内容等②

項目	内容
<p>県民の 皆さんへの 要請内容等</p>	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント対策の徹底・強化 ○地域のスポーツ・文化活動の対策強化 <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の部活動停止の統一基準等の準用 ○感染に不安を感じる無症状の方は無料検査を受検（9月30日まで） ○「5つの場面」の注意 <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正受診への協力 ○ワクチン接種の促進 ○一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意 ○換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて
<p>事業者の 皆さんへの 要請内容等</p>	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 ○テレワークや時差出勤等の推進 ○BCP（業務継続計画）を策定・点検等し、業務継続を図ること ○イベント対策の徹底・強化 ○従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない ○人が集まる場所での感染対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策 ○高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化 ○飲食店での感染対策の徹底 <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無料検査等で陽性となった無症状の従業員が療養できるよう自主療養システムへの協力を

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の要請内容等③

項目	内容
市町への要請内容等	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント対策の徹底・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市町の集客イベントは、ワクチン接種又は陰性の確認など感染対策の徹底を前提とし、規模の縮小や内容を見直し。可能なものは延期や中止 ・地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼 <ul style="list-style-type: none"> ※県においても市町と連携し、イベントの見回り等を実施 ・市町は計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小又は中止を働きかけ ・主催者と協力し、対策内容を参加者に見える形で周知 ○公共施設（スポーツ・文化活動施設）の貸出条件・管理の強化 ○ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化
イベント等開催制限	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 ○人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ○屋内収容率：大声なし100%、大声あり50% <ul style="list-style-type: none"> ※感染防止策チェックリストを作成・公表（ただし、感染防止安全計画を策定する場合を除く）

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の要請内容等④

項目	内容
イベント関係	<ul style="list-style-type: none"> ○県主催の主催イベントは感染防止対策を一層の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断 ○県が関与する集客イベント <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種又は陰性の確認など感染対策の徹底を前提とし、規模の縮小や内容を見直し。可能なものは延期や中止 【法要請】 ○市町や民間主催の集客イベントも同様の対応を要請 ○地域のイベント <ul style="list-style-type: none"> ・主催者は、不特定多数が集まるイベントは、酒類の提供や露店の出店なども含め、コロナ前よりも規模、内容等を縮小・見直し 三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底 ・参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底 ・市町は、地域への感染状況を考慮し、地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼（再掲） ※県においても市町と連携し、イベントの見回り等を実施（再掲） ・市町は計画段階で対策が十分徹底できない場合は、更に縮小又は中止を働きかけ（再掲） ・主催者と協力し、対策内容を参加者に見える形で周知（再掲）
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 【協力依頼】 ○不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等
福祉施設の 面会制限	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施 ○特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性証明を確認するなど感染対策を徹底

「愛媛県BA.5医療危機宣言」の要請内容等⑤

項目	内容
<p>学校活動の制限等</p>	<p>《教育活動全般》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスク着用をしない状況での身体接触を伴う活動等は極力控える ○児童生徒が多く集合する形態での校内行事は、不急のものは実施を延期するほか、実施方法を変更するなど弾力的に対応 ○校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案し、厳選して実施 <p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、上位大会への参加が決定している場合や1か月以内に公式戦への参加を予定している場合に限定
<p>学生の注意喚起</p>	<p>《大学・専門学校等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生の感染リスクに注意
<p>県管理施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県管理施設の宣言期間中に利用する新規予約の受付停止 市町管理施設にも同様の対応を要請 (※感染対策を講じた興行に類するものを除く) ○県管理施設の入場制限の徹底。特に混雑時の入場制限の強化 市町管理施設にも同様の対応を要請 ○地域スポーツ・文化活動での利用許可の条件に「活動停止の統一基準等」を追加
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新みきゃん割 ・新規予約受付の停止

イベント等開催制限

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	<p>大声なし 100%以内 (※) 大声あり 50%以内</p> <p>※観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に 声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分 に施さないイベント</p>	<p>大声なし 100%以内</p> <p>※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)</p>
条件	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則 HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの 公表）するとともに、イベント終了日から1年間保 管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の 不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を 県に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間 前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告 書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラス ター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、 直ちに提出する

☑ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。